公開草案　2026 年７月 17 日

（意見募集期限　2026 年８月 17 日）

監査基準報告書 230「監査調書」の改正について

年　月　日

日本公認会計士協会

改正案	現　行
監査基準報告書 230	監査基準報告書 230
監査調書	**監査調書**
２０１１年１２月２２日 改正　２０１５年　５　月２９日 改正　２０１９年　２　月２７日 改正　２０１９年　６　月１２日 改正　２０２１年　１　月１４日 改正　２０２１年　６　月　８　日 改正　２０２１年　８　月１９日 改正　２０２２年　６　月１６日 改正　２０２２年１０月１３日 改正　２０２３年　１　月１２日 改正　２０２４年　９　月　２６　日 最終改正　　年　月　日	２０１１年１２月２２日 改正　２０１５年　５　月２９日 改正　２０１９年　２　月２７日 改正　２０１９年　６　月１２日 改正　２０２１年　１　月１４日 改正　２０２１年　６　月　８　日 改正　２０２１年　８　月１９日 改正　２０２２年　６　月１６日 改正　２０２２年１０月１３日 改正　２０２３年　１　月１２日 最終改正　２０２４年　９　月　２６　日
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第７号）	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第７号）
《Ⅰ　本報告書の範囲及び目的》 （省　略） **《Ⅱ　要求事項》** （省　略） **《Ⅲ　適用指針》** （省　略） **《２．実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化》** （省　略） **《(4) 監査報告書日後に認識した事項》**（第 12 項参照）	**《Ⅰ　本報告書の範囲及び目的》** （省　略） **《Ⅱ　要求事項》** （省　略） **《Ⅲ　適用指針》** （省　略） **《２．実施した監査手続及び入手した監査証拠の文書化》** （省　略） **《(4) 監査報告書日後に認識した事項》**（第 12 項参照）
A20．例外的な状況の例には、監査人が監査報告書日後に、監査報告書日現在に存在しており、その時	A20．例外的な状況の例には、監査人が監査報告書日後に、監査報告書日現在に存在しており、その時

改正案	現　行
点で気付いていたとしたら、財務諸表を修正するか、又は監査報告書において除外事項付意見を表明する可能性のある事実を知るところとなった場合が含まれる（監査基準報告書560「後発事象」第14項参照）。その結果、追加・変更された監査調書は、監査基準報告書220第29項から第34項の査閲に関する規定に基づき査閲される。	点で気付いていたとしたら、財務諸表を修正するか、又は監査報告書において除外事項付意見を表明する可能性のある事実を知るところとなった場合が含まれる（監査基準報告書560「後発事象」第13項参照）。その結果、追加・変更された監査調書は、監査基準報告書220第29項から第34項の査閲に関する規定に基づき査閲される。
（省　略）	（省　略）
《Ⅳ　適用》	**《Ⅳ　適用》**
（省　略）	（省　略）
以　　上	以　　上
・　本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・　本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・　本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） ・　本報告書（　年　月　日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 560「後発事象」（　年　月　日改正）	・　本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・　本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・　本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －　監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正）
（省　略）	（省　略）
以　　上	以　　上

以　　上